

(別紙 3)

柏市条例第 号

## 柏市アフタースクール条例

(目的)

第 1 条 この条例は、本市が設置する小学校において、児童に対し放課後等に多種多様な体験活動及び生活の場を提供することにより、全ての児童が安全で安心して自分らしく過ごすことができる放課後等における居場所の充実を図り、もって児童の健全な育成に資することを目的とする。

(アフタースクール事業)

第 2 条 市長は、前条の目的を達成するため、アフタースクール事業を実施する。

2 前項のアフタースクール事業とは、次に掲げる事業を一体的に行う事業をいう。

(1) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 2 項に規定する放課後児童健全育成事業

(2) 学齢児童（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 18 条に規定する学齢児童をいう。以下同じ。）に対し、主として学校の授業の終了後又は休業日において、学習、スポーツ、遊び、地域との交流その他の活動の機会を提供する事業

(実施場所)

第 3 条 前条第 1 項のアフタースクール事業（以下「事業」という。）は、本市が設置する小学校の施設及びアフタースクールルーム事業を実施するために設置する施設をいう。次項において同じ。）を利用して実施する。

2 アフタースクールルームの名称及び位置は、別表のとおりとする。

(休業日及び実施時間)

第 4 条 事業の休業日は、次に掲げる日とする。ただし、市長が必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休業するこ

とができる。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 1月2日及び同月3日並びに12月29日から同月31日まで

2 事業の実施時間は、事業を実施する小学校（以下「事業実施校」という。）の休業日以外の日にあつては午後1時30分又は当該事業実施校の授業の終了後のいずれか早い時間から午後7時まで、事業実施校の休業日にあつては午前8時（当該休業日が長期休業日（学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第29条第1項の規定により教育委員会が定める夏季、冬季、学年末等における休業日をいう。以下同じ。）である場合にあつては、午前7時）から午後7時までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

（事業の実施区分）

第5条 事業は、次に掲げる区分により実施する。

(1) 次号から第4号までに掲げる時間以外の時間に実施する事業（以下「第1号事業」という。）

(2) 事業実施校の休業日（長期休業日（土曜日及び市長が別に定める日を除く。）を除く。）の午前8時から午後5時までの間に実施する事業（以下「第2号事業」という。）

(3) 午後5時から午後7時までの間に実施する事業（以下「第3号事業」という。）

(4) 長期休業日の午前7時から午前8時までの間に実施する事業（以下「第4号事業」という。）

（事業の対象となる児童）

第6条 第1号事業の対象となる児童は、本市に住所を有し、又は本市が設置する小学校に在籍している学齢児童その他市長が認める児童（以下「対象児童」という。）とする。

2 第2号事業、第3号事業及び第4号事業の対象となる児童は、対象児童であつて、その保護者（児童福祉法第6条に規定する保護者をいう。以下同じ。）の労働若しくは疾病その他の事由によ

り家庭において必要な保育を受けることができないもの又はこれに準じる状況にあるとして市長が認めるものとする。

(事業の利用)

第7条 事業を利用しようとする児童の保護者は、規則で定めるところにより市長に申請をし、その許可を受けなければならない。

2 前項の許可(以下「利用許可」という。)は、次に掲げる区分により行うものとする。この場合において、第1号に掲げる区分に係る利用許可は同項の申請に係る児童が当該申請に係る事業実施校に在籍している場合に、第4号に掲げる区分に係る利用許可は当該申請に係る保護者が併せて第2号又は第3号に掲げる区分に係る利用許可を受ける場合に限り行うものとする。

(1) 第1号事業の利用

(2) 第1号事業及び第2号事業の利用

(3) 第1号事業、第2号事業及び第3号事業の利用

(4) 第4号事業の利用

3 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可をしないことができる。

(1) 第1項の申請に係る児童が疾病その他の事由により集団生活に耐えないと認められるとき。

(2) 前項第2号から第4号までに掲げる区分に係る利用許可にあつては、規則で定める利用定員を超えて第1項の申請があつたとき。

(3) 第1項の申請に係る保護者が次条第1項の利用料を滞納しているとき(これに準じるときとして規則で定めるときを含む。)

(4) その他事業の運営上支障があると認められるとき。

(利用料)

第8条 利用許可を受けた者は、規則で定めるところにより、当該利用許可を受けた期間の初日の属する月から当該期間の末日の属する月(第12条第2項又は第3項の規定により当該利用許可の取消しを受けた場合にあつては、当該取消しを受けた日の属する月)までの各月ごとに利用料を納付しなければならない。

2 前項の利用料(以下「利用料」という。)の額は、利用許可に係

る児童1人当たり，次の各号に掲げる場合の区分に応じ，それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 前条第2項第1号又は第2号に掲げる区分に係る利用許可を受けた場合 4,000円（8月分にあつては，9,000円）

(2) 前条第2項第3号に掲げる区分に係る利用許可を受けた場合 10,000円（当該利用許可を受けた者が第4項の規定による申出をした場合にあつては，8,000円（8月分にあつては，15,000円（当該利用許可を受けた者が当該申出をした場合にあつては，13,000円））

(3) 前条第2項第4号に掲げる区分に係る利用許可を受けた場合 500円（8月分にあつては，1,000円）

3 利用許可に係る児童が同一の世帯に2人以上いる場合における当該児童のうち規則で定める1人のもの以外のものに係る利用料の額（前項第1号及び第2号に掲げる場合に係るものに限る。）は，同項の規定にかかわらず，同項第1号及び第2号に定める額の2分の1の額とする。

4 前条第2項第3号に掲げる区分に係る利用許可を受けた者は，当該利用許可に係る児童について間食の提供を受けることを要しないときは，あらかじめその旨を市長に申し出なければならない。（利用料の減免）

第9条 市長は，規則で定めるところにより，利用料の全部又は一部を免除することができる。

（利用料の返還）

第10条 既に納付した利用料は，返還しない。ただし，市長は，やむを得ない理由があると認めるときは，利用料の全部又は一部を返還することができる。

（届出）

第11条 利用許可を受けた者は，次の各号のいずれかに該当するときは，市長に届け出なければならない。

(1) 利用許可に係る児童について当該利用許可に係る事業を利用する必要がなくなったとき。

(2) 利用許可に係る児童が対象児童でなくなったとき。

(3) 第7条第2項第2号から第4号までに掲げる区分に係る利用

許可に係る児童が第6条第2項に規定する要件に該当しなくなったとき。

(4) 第7条第3項第1号に掲げる事由に該当することとなったとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定めるとき。

2 市長は、前項（第1号から第3号までに係る部分に限る。）の規定による届出があったときは、当該届出に係る児童についての利用許可を取り消すものとする。

（利用許可の取消し等）

第12条 市長は、利用許可に係る児童が学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第19条の規定による出席停止の指示を受けたときは、事業の利用の停止を命じることができる。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可を取り消し、又は事業の利用を制限し、若しくは停止を命じることができる。

(1) 第7条第3項各号（第2号を除く。）に掲げる事由に該当するとき。

(2) 利用許可を受けた者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則の規定に違反し、又は市長が行う事業の運営上必要な指示に従わないとき。

3 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可を取り消すことができる。

(1) 利用許可を受けた者が虚偽又は不正の手段により当該利用許可を受けたとき。

(2) 第7条第2項第2号から第4号までに掲げる区分に係る利用許可を受けた者が、正当な理由がないのに、長期にわたり当該利用許可に係る事業を利用しないとき。

(3) 前条第1項第2号又は第3号の規定による届出がなくて、これらの規定に該当することが判明したとき。

（委任）

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第5条第2号、第7条第3項第3号及び第8条から第10条までの改正規定 令和8年4月1日

(2) 次項の規定 令和8年10月1日

(準備行為)

2 次の表に掲げるアフタースクールルームに係るこの条例による改正後の柏市アフタースクール条例第7条第1項の申請及び利用許可、同条例第11条第1項の規定による届出並びに同条例第2項並びに同条例第12条第2項及び第3項の規定による利用許可の取消し並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、これらの規定の例により行うことができる。

柏七小アフタースクールルーム
増尾西小アフタースクールルーム
柏一小アフタースクールルーム
藤心小アフタースクールルーム
柏二小アフタースクールルーム
西原小アフタースクールルーム
十余二小アフタースクールルーム
酒井根西小アフタースクールルーム
富勢西小アフタースクールルーム
高田小アフタースクールルーム
大津ヶ丘二小アフタースクールルーム
風早北部小アフタースクールルーム
風早南部小アフタースクールルーム
中原小アフタースクールルーム
逆井小アフタースクールルーム
花野井小アフタースクールルーム
旭東小アフタースクールルーム
柏六小アフタースクールルーム

柏の葉小アフタースクールルーム
手賀西小アフタースクールルーム
富勢東小アフタースクールルーム
手賀東小アフタースクールルーム

(柏市立こどもルーム条例の廃止)

- 3 柏市立こどもルーム条例（平成7年柏市条例第18条）は、廃止する。

(柏市立こどもルーム条例の廃止に伴う経過措置)

- 4 施行日前に前項の規定による廃止前の柏市立こどもルーム条例第4条第1項の許可を受けた者に係る同条例第5条第1項の規定による保育料の納付及び同条例第5条の3第3項の承諾を得て同条例第2項の時間外保育を利用した者に係る同条例第4項の規定による時間外保育料の納付については、なお従前の例による。

別表（第3条第2項）

名称	位置
柏五小アフタースクールルーム	柏市柏932番地の7
富勢小アフタースクールルーム	柏市布施925番地の1
旭小アフタースクールルーム	柏市旭町六丁目5番17号
柏七小アフタースクールルーム	柏市篠籠田723番地の1
増尾西小アフタースクールルーム	柏市増尾台三丁目5番9号
酒井根小アフタースクールルーム	柏市酒井根19番地の2
土南部小アフタースクールルーム	柏市新逆井一丁目10番1号
柏一小アフタースクールルーム	柏市あけぼの一丁目7番6号
藤心小アフタースクールルーム	柏市藤心880番地の1
柏二小アフタースクールルーム	柏市豊四季310番地
松葉二小アフタースクールルーム	柏市松葉町二丁目16番地
光ヶ丘小アフタースクールルーム	流山市向小金四丁目20番地の1
柏四小アフタースクールルーム	柏市松ヶ崎1182番地の9
田中小アフタースクールルーム	柏市大室1193番地の3
西原小アフタースクールルーム	柏市西原四丁目17番1号
十余二小アフタースクールルーム	柏市柏の葉四丁目4番地の1
酒井根東小アフタースクールルー	柏市酒井根一丁目2番1号

ム	
酒井根西小アフタースクールルーム	柏市酒井根 6 6 2 番地の 1
土小アフタースクールルーム	柏市増尾四丁目 4 番 1 号
富勢西小アフタースクールルーム	柏市布施 8 4 番地の 2
高田小アフタースクールルーム	柏市高田 3 7 6 番地の 3
柏八小アフタースクールルーム	柏市永楽台二丁目 8 番 1 号
名戸ケ谷小アフタースクールルーム	柏市名戸ケ谷 4 7 4 番地の 1
大津ケ丘一小アフタースクールルーム	柏市大津ケ丘三丁目 5 0 番地
大津ケ丘二小アフタースクールルーム	柏市大津ケ丘四丁目 8 番地
高柳小アフタースクールルーム	柏市高南台三丁目 1 4 番地 1 2
高柳西小アフタースクールルーム	柏市しいの木台三丁目 2 番地
風早北部小アフタースクールルーム	柏市大井 1 8 5 2 番地 1 0
風早南部小アフタースクールルーム	柏市藤ケ谷新田 1 1 1 番地 2
豊小アフタースクールルーム	柏市豊四季 6 1 0 番地の 2
松葉一小アフタースクールルーム	柏市松葉町五丁目 3 番地
柏三小アフタースクールルーム	柏市若葉町 4 番 5 4 号
中原小アフタースクールルーム	柏市中原 1 8 2 1 番地の 1
逆井小アフタースクールルーム	柏市逆井 4 5 2 番地の 2
花野井小アフタースクールルーム	柏市花野井 1 6 5 2 番地の 3 4
旭東小アフタースクールルーム	柏市旭町五丁目 3 番 9 号
柏六小アフタースクールルーム	柏市豊四季台四丁目 2 番 1 号
柏の葉小アフタースクールルーム	柏市十余二 3 4 8 番地 4 8 中央 4 0 4 街区 3
手賀西小アフタースクールルーム	柏市泉 5 4 1 番地
富勢東小アフタースクールルーム	柏市布施 2 1 7 6 番地の 2
田中北小アフタースクールルーム	柏市船戸一丁目 7 番地 1

手賀東小アフタースクールルーム

柏市手賀479番地7